

～私たちの**共有財産**である棚田を未来に引き継ぐために～

企業PRやCSR・社員研修を通じ
棚田保全へのご支援をお願いします

しが棚田

ボランティア制度
トラスト制度

先人たちの智恵と努力によって作り上げられてきた棚田。
その美しい景観は、日本の原風景として私たちの心に安らぎ
を与えてくれると同時に、その成り立ちは世界に誇るべき文化的
資産ともなっています。

また、棚田は洪水や土砂災害の防止、水資源の涵養、さらには
祭や伝統行事など農村文化の継承の場といった多様な機能を
発揮しており、私たち国民全員の共有の財産であると言えます。



里山の豊かな生態系は、多くの生き物を育てています



水資源を涵養し、洪水や土砂災害を防止しています

都市と農村との交流や環境教育の場となっています

祭や伝統行事など農村文化の継承の場となっています

滋賀県での棚田保全の取り組み

美しい棚田を未来へ引き継いでいくためには、棚田を抱える地域だけでなく、その恩恵を享受する流域住民や企業など、地域社会全体で保全していく必要があります。

そこで、滋賀県では以下2つの取り組みを進めています。

棚田ボランティア制度

市民ボランティアを募り、棚田の維持管理作業（草刈りや獣害防止柵設置等）を支援しています

棚田トラスト制度

棚田地域を応援していただける皆様から寄附を募り、棚田の維持管理作業にかかる経費を支援しています



【棚田ボランティア受け入れ地区】

企業PRに「棚田トラスト制度」を活用しませんか

チラシのイメージ

棚田トラスト制度を活用して寄附いただきますと、棚田ボランティア募集チラシ（A4版 5,000枚）に、社名やPRコメント等を掲載する広報スペースを提供します。

チラシは滋賀県内外の180施設（県内の図書館・道の駅・大学等）に配布し、滋賀県HPにも掲載。また、配布は3月、7月、11月の年3回を予定。

1 枠・1 回あたり 1 万円（寄附金）

〔 枠の大きさ：縦3.0cm × 横5.0cm 〕

- ・複数枠での申込みも歓迎いたします。
- ・先着順で、枠がなくなり次第、募集を締め切らせていただきます。（最大8枠（2行×4列））

注：広告の掲載については、「滋賀県広告等事業実施要綱」（平成20年4月9日制定、滋財第101号）、「しが棚田トラスト制度広告掲載基準」および「しが棚田トラスト制度広告掲載要領」の定めによるものとします。

広報スペース

CSRや社員研修に「棚田ボランティア制度」を活用しませんか

美しい景色や空気のもと、一緒に汗を流しませんか。

棚田地域でのCSRや社員研修の実現をお手伝いいたします。

また、活動の様子は県が発行するメールマガジンやHPで紹介させていただきます。

獣害防止柵設置の様子

（農山村の現状に触れられるとともに、日常ではできない経験ができます。）



【安心の受け入れ体制】

- ・各地区では、これまで継続した取り組みを実施しており、ボランティアの受け入れ実績も豊富です
- ・活動は県内の各地で展開されており、企業のニーズに応じた場所の選定が可能です
- ・各地区とも県が実施する制度で活動しているため、安心してご参加いただけます

草刈りの様子

（初めての方にも、草刈り機の使い方を始め、地元スタッフが丁寧に対応します。）



ご協力いただける企業様、ご関心をお持ちの企業様、お気軽にご相談ください。

《問い合わせ先》
滋賀県農政水産部農村振興課
 TEL : 077-528-3961 / FAX : 077-528-4888
 E-mail : gh01@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tanada/index.html>